

横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領

制 定 平成 23 年 3 月 31 日（こ 保 運 第 3380 号局長決裁）

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日（こ 保 運 第 1437 号局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は横浜市保育所委託費経理等取扱要綱（平成 23 年 3 月 31 日こ保第 3380 号。以下『取扱要綱』とする。）に基づく、保育所の経理等について、適正な事務執行を図ることを目的に具体的な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 委託費 取扱要綱第 2 条に規定する保育所委託費
- (2) 改善基礎分 処遇改善等加算の基礎分
- (3) 社会福祉法人会計基準 「社会福祉法人会計基準(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号)」に定める会計基準
- (4) 雇児発第 0312001 号通知 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号通知）
- (5) 公定価格 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）」に定める保育所公定価格

（取扱要綱に係る留意事項）

第 3 条 取扱要綱第 2 条第 2 項に規定する、「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、社会福祉法人会計基準中の別表 1 の資金収支計算書勘定科目において事業経常活動による支出に設けられている科目のうち、取扱要綱別表 7 の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目とする。

2 取扱要綱第 2 条第 2 項第 3 号における「適正な給与水準」とは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が公定価格の人件費相当分として給付されている額を大幅に超えないこと。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。

- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ手当額、支給率が適当であること。
- 3 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、1年以上資金計画及び償還計画を着実に履行し取扱要綱第2条第2項に規定する要件を満たしている場合に、取扱要綱第2条第4項から第6項までに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いを認めるものとする。
- 4 取扱要綱第2条第3項及び第4条の第1項に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は取扱要綱の別表2に係る経費等であれば認めるものとする。なお、「その施設の運営や処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が該当する。
- (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - (2) 建物の修繕、模様替え等
 - (3) 建物附属設備の更新
 - (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
 - (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
 - (6) 登所バスの購入、修理等
- なお、取扱要綱第2条第6項に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等（雇児発第0312001号通知別表3に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。
- 5 取扱要綱第5条第1項に定める「安全確実にかつ換金性の高い方法」とは、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法とし、貸借対照表においては流動資産として計上するものとする（ただし、積立資産として保有するものを除く）。なお、株式投資、外国債、商品取引等リスクが大きいものは認められない。
- 6 取扱要綱の別表2において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉扉の整備等の環

境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まない。

7 取扱要綱の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物(子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。)及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まない。

8 物品、固定資産の購入、業務委託については、保育所において必要と認められ、かつ公平な価格比較等に基づいた適正な価格の場合にのみ認められるものであり、必要以上に高額なものは認められない。

(取扱要綱の運用等)

第4条 委託費の弾力運用の適用については次の各号のとおりとする。

(1) 「改善基礎分が加算停止となっている場合」の取扱要綱第2条第4項の適用

取扱要綱第2条第4項及び別表2に関しては、取扱要綱第6条第2項及び第3項により改善基礎分が加算停止となっている場合であっても、同取扱要綱の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、取扱要綱第2条第2項に規定する要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して取扱要綱の別表2に規定する経費に充てることができる。

(2) 取扱要綱第2条第5項第2号イの「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知、第三者委員の設置及び入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」方法とは、以下のとおりとする。

ア 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。

イ 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。

ウ 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホーム

ページの活用などにより、定期的に（少なくとも月に一度以上）公表を行うこと。

(3) 取扱要綱の別表 2、別表 4 及び別表 5 における「土地又は建物の賃借料」とは、保育所の土地・建物の賃借に伴って生ずる対価であり、敷金、礼金、更新料等も含まれるものとする。

(4) 取扱要綱の別表 2 及び別表 5 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」のうち、保育所等における駐車場の賃借料については、以下の場合において、取扱要綱の別表 2 及び別表 5 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、取扱要綱第 2 条第 4 項及び第 5 項により、支出できるものとする。

ア 保護者の送迎用の駐車場は、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することを原則とするが、取扱要綱第 2 条第 2 項に定める適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所として駐車場の賃借が必要となった場合。

イ 職員用の宿舎や駐車場に係る経費は、法人や職員からの賃借料等により賄われるものであるが、地域の雇用情勢等を鑑み、保育士の確保に寄与する等の事情がある場合。

(5) 取扱要綱の別表 2、別表 4 及び別表 5 における「租税公課」の範囲とは、保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等とする。

(6) 取扱要綱第 2 条第 5 項の「同一の設置者が設置する保育所等に係る別表 5 に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表 3 に掲げる経費等」への支出が取扱要綱第 2 条第 5 項の「委託費の 3 か月分に相当する額」を超えた場合、超えた部分については、取扱要綱第 2 条に規定する積立資産の目的外使用、取扱要綱第 4 条に規定する前期末支払資金残高の取崩し、他拠点区分からの資金異動又は寄付金による充当に限り認められるものとする。

2 積立資産の取扱いについては次の各号のとおりとする。

(1) 取扱要綱第 2 条第 3 項に規定する「人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産」の繰入限度額等については、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていないが、合理的な範囲を著しく逸脱することは、認められない。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る拠点区分の事業活動経常収入の 5 % を上回る施設は、取扱要綱の別表 6 に定める収支計算分析表を提出するものとする。

(2) 取扱要綱第2条第4項及び第6項の「保育所施設・設備整備積立資産」の経理上の取扱いは次のとおりとする。

ア 複数の保育所を経営している場合には、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分から積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立(預)金累計額として明細表を作成するものとする。

イ 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てるものとする。

ウ 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立資産累計額は、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立資産であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、取扱要綱第2条第6項により、事前にこども青少年局長(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人においては理事会)において承認された場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立資産から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の拠点区分に繰り入れて使用することができる。

エ 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用する。

オ なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

3 前期末支払資金残高の取扱いについては次の各号のとおりとする。

(1) 取扱要綱第4条第2項の当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲とは、当該保育所設置法人の事務費であって、会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部拠点区分に勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも当該保育所の運営に関する経費に限るとともに、その積算根拠等が適正である場合に認められる。

なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。

また、役員報酬については対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。

- (2) 取扱要綱第4条第2項に規定する当期末支払資金残高として保有できる金額の範囲は、当該施設が当該年度に受け入れた委託費収入の30%以下とする。
- 4 委託費の管理・運用の取扱いについては次の各号のとおりとする。
- (1) 取扱要綱第5条第2項に規定する「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは、
 - ア 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入(措置費及び委託費を含む。)の遅れ等により、資金不足が生じた場合。
 - イ 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合。とし、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合に、当該年度内に限って認めるものとする。
 - (2) 取扱要綱第5条第2項の「本部拠点区分への貸借」のうち、貸付が可能な範囲とは、委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限られるものとする。
- 5 保育所における会計処理等の取扱いについては、運営する法人が採用する会計基準に基づき、次の各号に定めるものにより、適切に行うものとする。
- (1) 共通収入及び支出の配分

複数の会計単位又は拠点区分に共通する収入及び支出については、各施設の定員数、事業活動経常収入又は各部門の売上高などの合理的な基準に基づいて配分するものとする。一度選択した配分基準は継続的に適用するものとする。また、租税公課については、発生年度ではなく、支払年度に計上するものとする。
 - (2) 積立資産の会計処理等について
 - ア 積立資産の貸借対照表の作成にあたっては、各積立資産について、資産の部においては、その他の固定資産の中に、「保育所施設・設備整備積立資産」の科目を設けて、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金の合計額と同額を計上するとともに、ウに定める明細表において、さらに人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産の科目を設け、それぞれ人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金の額を計上するものとする。

イ 各積立金等に係る明細表の作成にあたっては、各施設ごとに積立金の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金の累計額に係る明細表を作成するものとする。また、積立資産についても、同様の取扱いとする。

ウ 保育所の土地・建物を賃借により施設を経営している場合には、事務費支出の中に、中区分として土地・建物賃借料の科目を設けて当該土地・建物の賃借料を計上することとし、事務費支出及び事業費支出の中に設けられている賃借料の区分には計上しないものとする。

(3) 法人本部経費の取扱い

保育所を経営する者の会計処理にあたっては、勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を、保育所の拠点区分に計上することはできないものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 26 年度までの間、「社会福祉法人会計基準の制定について（平成 23 年 7 月 27 日）」に規定する会計基準により財務諸表を作成する場合には、用語について以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 積立預金→積立資産

(2) 施設経理区分→施設拠点区分（運営費支弁対象施設以外の事業が同一の拠点区分に含まれている場合には、サービス区分）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、横浜保育室から認可保育所に移行した同施設は、取扱要綱第 2 条第 4 項から第 6 項までに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いを認めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。